



## 質の高い相談支援を目指して

平成二十九年北九州市障害者相談員研修会開催

三月十日(土)午前十時から北九州市立東部障害者福祉会館(ウエルとばた)六階研修室  
 A・Bで平成二十九年北九州市障害者相談員研修会が開催されました。  
 「さわやか」から八幡東区の身体障害者相談員の一人として高原が参加しました。

(紙面上、内容を一部掲載させていただきます)

参加者は、三十名でそのうち五名は一般の方からの参加でした。  
 話し合いを重ね作り上げた

### 障害者差別解消条例

初めに、社会推進センターの櫻木氏の開会の言葉があり、続いて松本社会推進センター長から「北九州市では、北九州市障害福祉団体連絡協議会(以下障団連)が障害者差別解消条例を作ろうとプロジェクトチームを立ち上げ、北九州市との話し合いを重ね、障害者差別解消条例を作り上げました。四月から始まりですが、そのことによつて、身体障



害者相談員、知的障害者相談員の方々が全く無関係ではなくなると思いますので、今日はいろいろと皆さんで勉強していきたいと思ひます」と主催者挨拶がありました。

次に講演会に入りました。テーマは「北九州市の障害者差別の解消に向けた取り組みについて」と題し、講師に北九州市保健福祉局障害福祉企画課差別解消法担当秦勝彦係長から話がありました。

秦係長は「北九州市は差別解消条例を制定しました。この条例は障団連の皆様との共同作業のなかで作りました。きたものと思ひています。」

北九州市の条例の中で

もっとも長い名称

条例の名称は「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」(通称:障害者差別解消条例)平成二十九年十一月二十日施行(一部は平成三十年四月一日施行)です。

北九州市に住んでいる、誰もが障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる地域社会の実現を目指そうとの想いで条例が出来上がりました」と話されました。



### 「障害者差別解消条例」とは?

平成二十八年四月に施行された「障害者差別解消法」を補完し、市、事業者および市民が協力して、「障害を理由とする差別」の解消に向けて主体的に取り組み、共生社会の実現を目指すための条例です。

#### 障害のある人

「障害のある人」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にある「社会的障壁」によつて、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人のことです。

社会的障壁とは?

障害のある人にとつて、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)

制度(利用しにくい制度など)

慣行(障害のある人を意識していない慣習、文化など)

観念(障害のある人への偏見など)

禁止 「障害を理由とする差別」の

市および事業者は、「障害を理由とする差別」を行ってはなりません。「障害を理由とする差別」とは、「不当な

差別的取扱い」をすること、

「合理的配慮」をしないことです。

市の責務や事業者・市民の役割

**市** 障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施すること

**事業者** 障害および障害のある人に対する理解を深めるための研修などの取組を行うように努めること等

**市民** 障害および障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人やその家族などが必要な支援を周囲に求めることができようなまちづくりに努めること等

### 差別に関する相談と解決の仕組み

障害を理由とする差別に関する相談は、まずは、「障害者差別解消相談コーナー」で専門相談員が対応します。それでもなお解決が難しい場合には、「北九州市障害者差別解消委員会」による助言・あっせん等を行うことで、問題解決を図ります。

障害および障害のある人への理解の促進

・障害者団体と市が協働して啓発活動に取り組むことにより、障害および障害のある人に対する理解の促進を図ります。

・市長は、障害および障害のある人への理解を深めるための取組や、障害を理由とする差別を解消するための取組について特に功績のあった事業者などを表彰します。(裏面につづく)

